

## 適切な市場基盤

(環境省 国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会からの報告)

### 1. 課題

国内排出量取引制度が機能し、期待される効率性を発揮するためには、排出枠の取引が円滑に行われることが前提であり、いわゆるマネーゲームへの批判・懸念もあることから、適切な市場基盤として、上述の登録簿・排出量管理システム、排出枠の取引に関する法的規律に加え、①取引に関するルール（取引できるのは誰か、どのような取引を規制するか等）、②会計上・税務上のルール（会計処理、税務上の何に計上するか等）、③流通インフラ（取引所や清算機関等）等を整備することが必要である。

取引に関するルール（取引できるのは誰か、どのような取引を規制するか等）、市場における政府の役割（情報の適切な開示、価格高騰の防止等）、排出枠の会計処理・税務上の取扱いについて、それらの検討状況と今後の方針につき以下の通り報告する。

### 2. 検討・方針（案）

#### ①取引に関するルール（取引できるのは誰か、どのような取引を規制するか等）

国内排出量取引制度が機能し、期待される効率性を発揮するためには、排出枠の取引が円滑に行われることが前提であり、そのための適切な市場基盤としての取引に関するルールの在り方について、「国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会」（座長：大塚直教授）において、検討が行われている。

想定される取引形態及び取引参加者等の範囲並びに参入規制の要否、仲介業者・取引業者等に係る規制の在り方、不公正取引に対する規制の在り方等について、議論が行われているところ。

今後は、排出枠の取引において、仲介者の適切な業務運営と信頼性を確保し、排出枠の買い占めや価格操作等の不公正な取引を防止する観点から、同検討会における検討を進め、その結果を踏まえ、取引に関するルールの具体化に向けた検討を行う必要がある。

#### ②市場における政府の役割（情報の適切な開示、価格高騰の防止等）

排出枠の取引の健全性を確保するためには、排出枠の需給に関する正確な情

報の普及が必須であることから、政府が提供する排出枠及び排出枠の需給に関する統計情報の現状と方向性について、「国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会」で議論が行われている。

今後は、エネルギー等に関する既存の公的な統計等に加え、排出枠の需給に関する情報を適時適切に普及させるという観点から、情報の開示の在り方について検討を行う必要がある。ただし、この点については、制度設計が具体化した時点で、あらためて検討を行う必要がある。

このほか、同検討会では、取引に係るインフラの一つである取引所に係る法的規制について、議論が行われている。

今後は、排出枠の取引に関するルールにおける取引所の位置づけを踏まえ、取引秩序の維持及び公正な価格形成の確保を行うために必要とされる規制の在り方について検討を行う必要がある。

### **③排出枠の会計処理・税務上の取扱い**

排出枠の会計処理・税務処理については、国内排出量取引制度の制度設計が具体化した時点で、それぞれ整理が行われるものである。例えば、会計処理については、京都クレジット及び試行排出量取引スキームの排出枠（自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）の排出枠を含む。）の会計上の取扱いについて、企業会計基準委員会（ASBJ）が実務対応報告を公表しており、税務処理については、京都クレジット及び国内クレジットの法人税及び消費税の取扱いについて、国税庁が実務上の取扱い等に関する文書回答を公表している。

国内排出量取引制度の排出枠の会計上・税務上の取扱いについても、制度設計が具体化した後に、必要に応じて検討がなされるものと考えられる。

(参考)

## ①平成 22 年度国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会について

- 平成 22 年度の検討日程
  - ・ 8 月 31 日～11 月 9 日まで 4 回開催（非公開）
  - ・ 適切な市場基盤について検討を行っているところ。
- 平成 22 年度の委員名簿は、検討会報告書と合わせて公表予定。

## ②取引に関するルールに関する議論の状況

- 想定される取引形態及び取引参加者等の範囲並びに規制の要否について
  - ・ 排出枠の取引規制の在り方の検討を行うに当たり、排出枠の特徴も踏まえ、想定される取引形態及び取引参加者、参入規制の要否、という点に関して検討を行った。
    - 排出枠に係る取引としては、他の商品又は金融商品と同様、現物取引と、デリバティブ取引（ここでは差金決済可能な取引をいう。）の 2 種類が考えられる。
    - 現物取引は、国内排出量取引制度の導入に伴って当然に予定される取引類型である。一方、デリバティブ取引は、本来、実需家のリスクヘッジのために用いられる取引類型であり、適切な規制が行われるのであれば禁止する必要はないと考えられる。
    - また、取引が円滑に行われるために、制度対象者だけでなく制度対象者以外の仲介業者・取引業者等が参加することも想定する必要があると考えられる。
- 仲介業者・取引業者等に係る規制（業規制）の在り方について
  - ・ 国内排出量取引制度の取引参加者として仲介業者・取引業者等も想定する必要があるとの認識に基づき、これらに対する業規制の要否、及び仮に業規制が必要であるとすればどのような規制が相当か、という点に関して検討を行った。
    - 業規制の要否については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「宅建業法」という。）、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号。以下「商先法」という。）、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。）において、それぞれ（別紙 1）に記載した目的の下、（別紙 2）に記載したとおり業規制が課されていることにかんがみ、これらの既存の法制度における業規制の趣旨が排出枠の取引に妥当するかという観点を中心に、現物取引とデリバティブ取引の双方

につき判断する必要があると考えられる。

- 業規制が必要であるとした場合における、規制の具体的な在り方については、上記の既存の法制度において、(別紙3)に記載したような規制が課されていることにかんがみ、それぞれの行為規制の理由・背景が排出枠の取引に妥当するかという観点を中心に、現物取引とデリバティブ取引の双方につき判断する必要があると考えられる。

#### ● 不公正取引に対する規制の在り方について

- ・ 国内排出量取引制度に係る市場における参加者に対する不公正取引規制の要否、及び仮に不公正取引規制が必要であるとすればどのような不公正取引規制を行うことが相当か、という点に関して検討を行った。
  - 不公正取引規制については、(別紙4)のとおり不動産、商品、株券、国債、通貨等の取引において、相場操縦行為の禁止、インサイダー取引の禁止、風説の流布の禁止等を規定している例がある。
  - 諸外国における排出量取引制度においては、排出枠の現物に対する取引規制はないが、デリバティブについては、商品又は金融商品に関する既存の取引規制の対象となっている。
  - これら類例の規制の趣旨を参考にしつつ、個別の不公正取引の類型毎に、排出枠において当該不公正取引が想定できるか、想定できる場合には規制の必要性及び相当性はあるかといった観点を中心に、規制の要否について現物取引とデリバティブ取引の双方につき判断を行う必要があると考えられる。

### ③取引のために必要となるインフラ・市場における政府の役割に関する検討会の議論

#### ● 市場における政府の役割について

- ・ 市場における政府の役割に関しては、国内排出量取引制度における排出枠の取引の健全性を確保するため、排出枠の需給に関する正確な情報の普及が必要であるという観点から、政府等による排出枠の取引に係る情報の開示について検討を行った。
  - いかなる情報がどのような方法及び頻度等で開示されることになるのかという点につき、現状の国別登録簿における情報開示、エネルギー等各種統計情報、欧州の例を基に、現時点での想定例を示して議論を行った。この点に関しては、今後、国内排出量取引制度の詳細が定まった段階で、改めて検討を行う必要があると考えられる。

● 取引所に係る規律に関する法的検討について

- ・ 排出枠の取引におけるインフラの一つとして、取引所があげられる。このことから検討会においては、主として排出枠の取引について取引所集中義務を定めるかという点、及び取引所に関してどのような法的規制を定めることが相当かという点に関して検討を行った。
- 取引所に関する法的規制については、金商法及び商先法の双方とも、業務範囲の制限や自主規制実施の義務、業務運営方法に係る規制といったほぼ類似した規制を取引所に課していることから、排出枠取引においてもこれらを参考にして規制の在り方（いかなる事項を取引所の自主規制に委ねるかという点も含む。）につき判断を行う必要があると考えられる。

● 排出枠・クレジット関連商品等及び海外の排出枠等の規制上の扱いについて

- ・ 排出枠取引に関する法的規制を設けるに際し、排出枠・クレジット価格連動型金融商品等、カーボン・オフセットサービス、排出枠・クレジット付商品・サービス、排出枠・クレジット信託商品・サービスといった排出枠・クレジット関連商品等及び海外の排出枠・クレジットの国内における取引につき、規制を課すことの要否及び仮に規制が必要であるとすればどのような規制を行うことが相当かという点に関して以下の通り検討を行った。
- 排出枠・クレジット関連商品については、金融商品、商品・サービス、信託に関する規制が適切に実施されていれば、排出枠・クレジットに関連する特別な規制を課す必要はないと考えられるが、排出枠・クレジットの現物について取引規制を講ずる場合は、当該規制との関連を整理する必要があると考えられる。
- 海外の排出枠・クレジットの国内における取引等については、当該排出枠等を取扱う者の保護及び国内排出量取引制度の円滑な運営の観点から、国内の排出枠・クレジットと同様の規制を課す必要があると考えられるが、海外における規制の動向、海外当局との連携の可能性も踏まえて判断を行う必要があると考えられる。

以上

宅建業法、商先法、金商法の法律の目的

- 不動産、商品及び有価証券の取引業者及び仲介業者に対して業規制を課している宅建業法、商先法<sup>1</sup>及び金商法の法律の目的は以下の通りである。

	直接的な目的	最終的な目的
宅建業法	①宅建業の業務の適正な運営の確保 ②宅地及び建物の取引の公正の確保 ③宅建業の健全な発達の促進	④購入者等の利益の保護 ⑤宅地及び建物の流通の円滑化
商先法	①商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託の公正の確保 ②商品の生産及び流通を円滑	③国民経済の健全な発展 ④商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護
金商法	①有価証券の発行及び金融商品等の取引等の公正 ②有価証券の流通の円滑化 ③資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等	④国民経済の健全な発展 ⑤投資者の保護

<sup>1</sup> 商先法は、平成 21 年改正により商品取引所法から名称が変更されたもので、国内外、取引所内外で隙間のない規制体系の構築等を目的として、商取法及び海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和 57 年法律第 65 号）を一本化した法律である。なお、同法は、本資料作成日現在、一部未施行部分があるが、本参考資料においては、その未施行部分を含めた条文を前提としている。

(別紙2)

**不動産、商品及び有価証券の取引業者及び仲介業者に対する業規制の有無**

- 不動産、商品及び有価証券の取引業者及び仲介業者に対しては、それぞれ宅建業法、商先法及び金商法において、取引類型に応じて以下の表に掲げる業規制を課している。

		仲介業者 <sup>2</sup>	取引業者 <sup>3</sup>
不動産	現物	○(免許)	○(免許)
	デリバティブ	— <sup>4</sup>	—
商品	現物	×	×
	デリバティブ	○(許可)	○(許可)
有価証券	現物	○(登録)	○(登録)
	デリバティブ	○(登録)	○(登録)

※○は業規制あり、×は業規制なし、—は取引がない

<sup>2</sup> ここでいう仲介業者とは、対象物に対する取引の委託を受けまたはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者とする。商先法及び金商法における仲介業者の定義（商先法第2条第29項、同第28項、金商法第2条第12項及び同第11項参照）とは異なる。

<sup>3</sup> ここでいう取引業者とは、対象物に対する取引を自ら業として行う者とする。商先法及び金商法における取引業者の定義（商先法第2条第23項、同第22項、金商法第2条第9項、同第8項）とは異なる。

<sup>4</sup> なお、平成22年金商法施行令等の一部改正案（平成23年4月1日施行予定、以下「施行令等改正案」という。）においては、不動産価格の変動リスクに対するヘッジ手段としての不動産デリバティブ取引に関するニーズが高まりつつある状況を踏まえたフォワードルッキングな投資家保護のための対応として、不動産の価格又は不動産のインデックス等を金商法上の「金融指標」に含める旨の改正を行うことで、これらを参照指標とするデリバティブ取引を業規制の対象とする改正が予定されている（改正後の施行令第1条の18第4号、改正後の金商法二条定義府令第21条の2参照）。

宅建業法、商先法、金商法における業者に対する行為規制の概要

- ・ 宅建業法、商先法、金商法において取引業者には以下の通りの行為規制が課されている。

	宅建業法 <sup>i</sup>	商先法	金商法
誠実かつ公正の原則	○	○	○
表示を伴う投資勧誘の規制			
広告等規制	○	○	○
不実告知の禁止	○	○	○
断定的判断等の禁止	○	○	○
顧客の意思に反する勧誘の規制			
不招請勧誘の禁止	×	△ <sup>ii</sup>	△ <sup>iii</sup>
勧誘受諾意思確認義務	×	○	△ <sup>iv</sup>
再勧誘の禁止	×	○	△ <sup>v</sup>
迷惑勧誘の禁止	○	○	○
分離保管、分別保管	×	○	○
適合性原則	×	○	○
顧客が理解するための規制			
書面交付義務	○	○	○
説明義務	○	○	○
顧客との利益相反の防止			
取引態様の事前明示義務	○	△ <sup>vi</sup>	△ <sup>vii</sup>
フロントランニングの禁止	×	○	○
自己向かいの禁止	×	○ <sup>viii</sup>	△ <sup>ix</sup>
無断売買の禁止	×	○ <sup>x</sup>	○
損失補てん等の禁止	×	○	○
のみ行為の禁止	×	○ <sup>xi</sup>	×
仕切り拒否の禁止	×	○ <sup>xiii</sup>	○
両建ての禁止	×	○	×
一任売買の禁止	×	○	×

※ グレーハイライト部分は、いわゆるプロ・アマ規制として、行為の相手方がプロ、すなわち特定委託者<sup>xiv</sup>又は特定投資家<sup>xv</sup>である場合に適用除外される行為規制である（商先法第220条の4、金商法第45条）。

<sup>i</sup> なお、宅建業法上の行為規制は上記のとおりであるが、不動産に関しては別紙2脚注4に記載のとおり、不動産の価格又は不動産インデックス等を金商法上の「金融指標」に含めることで、これらを参照指標とするデリバティブ取引についても金商法上の行為規制を課することが予定されている。

<sup>ii</sup> 商先法上は、規制対象につき「委託者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。」（商先法第214条第9号）とし、「政令で定めるもの」として、商先法施行令第30条において、個人向けの市場商品デリバティブ取引（元本超過損が生ずるおそれのある取引に限る）及び店頭商品デリバティブ取引を規定することが予定されている。

<sup>iii</sup> 店頭金融先物取引（いわゆる外国為替証拠金取引等）に限る（金商法施行令第16条の4第1項）。なお、施行令等改正案においては、個人向け店頭デリバティブ取引については、業者が自由に商品内容を設計で



---

き、価格の透明性も低く、投資者被害が発生しやすいことを理由として、個人向けの店頭デリバティブ取引全般（投資者保護上問題の少ない一定の取引を除く。）について不招請勧誘の禁止を課することが予定されている（改正後の同施行令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号、改正後の金商業等府令第 116 条第 1 項）。

<sup>iv</sup> 取引所及び店頭の金融先物取引に限る（金商法施行令第 16 条の 4 第 2 項）。なお、施行令等改正案においては、上記脚注 iii のとおり、不招請勧誘の禁止の規制範囲の拡大に伴い、個人向けの店頭デリバティブ取引全般（投資者保護上問題の少ない一定の取引を除く。）についてもその規制対象とすることが予定されている（改正後の同施行令第 16 条の 4 第 2 項、改正後の同府令第 116 条第 2 項）。

<sup>v</sup> 取引所及び店頭の金融先物取引に限る（金商法施行令第 16 条の 4 第 2 項）。なお、施行令等改正案においては、上記脚注 iii のとおり、不招請勧誘の禁止の対象となる取引の範囲を拡大するのに合わせて、勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止の対象についても、その範囲を個人向けの店頭デリバティブ取引全般（投資者保護上問題の少ない一定の取引を除く。）に拡大することが予定されている（改正後の同施行令第 16 条の 4 第 2 項、改正後の同府令第 116 条第 2 項）。

<sup>vi</sup> 顧客から店頭デリバティブの取引に関する注文を受けようとする場合に要求される（商先法第 219 条第 2 項）。

<sup>vii</sup> 有価証券の売買又は店頭デリバティブ取引に関する注文を受けようとする場合に要求される（金商法第 37 条の 2）。

<sup>viii</sup> 商取法上は、その施行規則において規定されていたが（同施行規則第 103 条）、現時点においては、同条については未施行であり該当する施行規則は未公表である。

<sup>ix</sup> 顧客の信用取引の場合に禁止される（業府令第 117 条第 24 号）。

<sup>x</sup> 商取法上は、その施行規則において規定されていたが（同施行規則第 103 条）、現時点においては、同条については未施行であり該当する施行規則は未公表である。

<sup>xi</sup> 市場における公正な価格形成を妨げる行為を禁止する趣旨等である。

<sup>xii</sup> 金商法においては、その前身の証券取引法平成 16 年改正により、取引所集中義務が撤廃されたことに伴い、廃止されたが、その趣旨は商先法と同様に市場の公正な相場形成を妨げる等の点にあるとされていた（河内隆史、尾崎安央「四訂版 商品取引所法」（商事法務、2006 年）237 頁以下）。

<sup>xiii</sup><sup>xiii</sup> 商取法上は、その施行規則において規定されていたが（同施行規則第 103 条）、現時点においては、同条については未施行であり該当する施行規則は未公表である。

<sup>xiv</sup> 特定委託者とは、商品先物取引業者・国・日本銀行・商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者等をいう（商先法第 2 条 25 項）。

<sup>xv</sup> 特定投資家とは、適格機関投資家・国・日本銀行等をいう（金商法第 2 条 31 項等）。

### 様々な取引における不公正取引規制の概要

- 不動産、商品、株券、国債、通貨に係る取引に関しては以下の通り不公正取引に係る規制が課されている。

	不動産		商品		株券 <sup>5</sup>		国債 <sup>6</sup>		通貨 <sup>7</sup>	
	現物	デリバ	現物	デリバ	現物	デリバ	現物	デリバ	現物	デリバ
相場操縦行為等の禁止	×	— <sup>8</sup>	×	○ <sup>10</sup>	○ <sup>11</sup>	○ <sup>12</sup>	○ <sup>11</sup>	○ <sup>12</sup>	×	○ <sup>12</sup>
インサイダー取引規制	×	—	×	×	○ <sup>13</sup>	○ <sup>14</sup>	×	×	×	×
空売りの規制	×	—	×	×	○ <sup>15</sup>	×	×	×	×	×
不正行為の禁止	×	— <sup>16</sup>	×	×	○	○	○	○	×	○
風説の流布の禁止	×	— <sup>16</sup>	×	○ <sup>17</sup>	○	○	○	○	×	○
偽計・暴行・脅迫の禁止	×	— <sup>16</sup>	×	○ <sup>17</sup>	○	○	○	○	×	○

※○は規定あり、×は規定なし、—は取引がない。

<sup>5</sup> 金商法第2条第1項第9号において、有価証券の一つと位置付けられている。

<sup>6</sup> 金商法第2条第1項第1号において、有価証券の一つと位置付けられている。

<sup>7</sup> 金商法第2条第24項第3号において、金融商品の一つと位置付けられている。

<sup>8</sup> 前記のように、施行令等改正案において、不動産の価格又は不動産インデックス等も金商法の「金融指標」に含まれることとなる結果、これらを参照指標とするデリバティブ取引も金商法の規制対象になることが予定されているが、このうち相場操縦行為等の禁止の対象となるのは、市場デリバティブ取引及び金融商品取引所が上場する金融商品等に係る店頭デリバティブ取引である（金商法第159条第1項柱書）。

<sup>9</sup> 商先法は、現物について直接の規制対象としていないが、平成21年改正によって、商品市場において取引をする場合に、当該商品市場における相場を変動させる目的をもって、商品市場外で取引を行うことが新たな相場操縦禁止行為として追加された。

<sup>10</sup> 商品市場における取引に関する場合に適用される（商先法第106条第1項参照）。

<sup>11</sup> 金融商品取引所が上場する有価証券等に限るとされている（金商法第159条第1項柱書）。

<sup>12</sup> 規制の対象は、市場デリバティブ取引及び金融商品取引所が上場する金融商品等に係る店頭デリバティブ取引とされている（金商法第159条第1項柱書）。

<sup>13</sup> 会社関係者に関しては、当該上場会社等の株券・社債券等特定有価証券に係る売買等が、公開買付者等関係者に関しては、公開買付け等に係る上場等株券等の買付け等又は売付け等が禁止の対象とされている（金商法第166条第1項、同第163条第1項、同2条第1項第5号、同第7号等、同167条第1項）。

<sup>14</sup> 公開買付者等関係者については、規制対象とされていない（金商法第167条第1項参照）。

<sup>15</sup> 取引所金融商品市場における空売りに限る（金商法施行令26条の2の2以下）

<sup>16</sup> 施行令案によって、不動産の価格又は不動産インデックス等も金商法上の「金融指標」とされることとなる結果、これらを参照指標とするデリバティブ取引も金商法の規制対象になることが予定されており、当該デリバティブ取引は、不正行為の禁止、風説の流布の禁止及び偽計・暴行・脅迫の禁止の規制の対象となる。

<sup>17</sup> 商先法第356条第1号により、5年以下の懲役又は及び500万円以下の罰金が課されている。なお、金商法においては、かつては商先法と同様に罰則のみの規定であったが、平成4年改正法により、現行158条と同様の禁止規定が置かれることとなった。